

			ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、100名以上を参加させる。		
45	総合的短時間労働者対策推進費 (廃止整理対象事業)	短時間労働者の雇用管理の改善に向けた取組を実施する事業主に対して助成金を支給する。	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。	△	
			助成金支給件数(事業主向け助成金) 245件		

6. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成割合	21年度成果目標	備考
46	労災病院の運営	労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。 さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保に資する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。 ① 各労災疾病研究センターにおいて、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータベース(ホームページ)を構築し、既存のデータベース(ホームページ)と合わせてアクセス件数100,000件以上を得る。 ② 地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、15,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ25,000件以上の受託検査を実施する。 ③ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。	△	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は、以下のとおり。 ① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は、以下のとおり。 ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防医療などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を131,000件以上を得る。 ② 地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を50%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、20,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ30,000件以上の受託検査を実施する。	
47	医療リハビリテーションセンターの運営	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	

48	総合せき損センターの運営	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
49	労災リハビリテーション作業所の運営	入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 在所者個々の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。
50	納骨堂の運営	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。	独立行政法人労働者健康福祉機構の20年度計画を達成する。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。
51	産業保健推進センターの利用促進事業	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 産業保健担当者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,700回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を10,000件以上確保する。 ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については1,000,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を15,000件以上確保する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を1,500,000件以上得る。 ④ 地域産業保健推進センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。
52	勤労者予防医療センターの運営	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を80%以上得る。	○	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。

			独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ148,000人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,700人以上実施する。		独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ2,400人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。
53	海外勤務健康管理センターの運営 (平成21年度限り廃止事業)	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を90%以上得る。 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を15,000人以上確保する。 ② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。	○	① 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。 ② 海外勤務健康管理センターでこれまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行う。 ア 研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。 イ FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。 ウ 海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも活用できるよう研究データベースの整備を行う。

7. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構以外)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
54	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行う。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	△	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	

55	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 1 労働政策についての総合的な調査及び研究 2 労働政策についての情報及び資料収集・整理 3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	△	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	① とりまとめた研究成果数(総数(14テーマ)、プロジェクト研究(7テーマ)、課題研究(7テーマ)) ② ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上) ③ 情報収集の成果数(100件以上) ④ 研修生数(3,962人)及びそのうち研修が有意義だったと回答した数(3,368人)
----	-------------------------	---	--	---	--	---

8. 実績集計中の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標集計中	21年度成果目標	備考
56	障害者職業能力開発校経費	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備を行う。	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。		障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。	